

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業)

設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち
地域における脱炭素化先行モデル創出事業

公募説明会資料

令和7年4月30日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

○はじめに

1. 事業の目的と性格

2. 公募する事業の対象等

＜補助事業の区分＞

＜補助対象設備＞

＜補助金の交付額＞

＜その他留意事項＞

＜補助対象事業の要件＞

＜補助対象外設備＞

＜補助事業期間＞

＜補助金に応募できる者＞

3. 補助対象事業の選定

4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

5. 応募方法について

6. お問い合わせ先

◆補助事業は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち地域における脱炭素化先行モデル創出事業交付規程

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の取消しの措置をとることもあります。

また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願いいたします。

◆本補助事業は、地域における脱炭素化先行モデルを創出するための計画策定を行う事業及び地域における脱炭素化先行モデルを創出するための設備等導入事業を行う事業に対して支援を行うことを目的としています。

1. **補助事業開始は、交付決定日以降**となります。
2. 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
3. 本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要があります。
4. これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

2.1 補助事業の区分

本補助事業は、熱利用設備又は再生可能エネルギー発電設備（以下「熱利用設備等」という）を活用し、熱分野での先進的なCO2削減モデルを構築する事業であり、以下の2つの事業形態に区分される。

（1）計画策定事業

（2）設備等導入事業

設備等導入事業の内容は次の2つに区分される。

①熱分野モデル

熱利用設備等に加え、自営線や熱導管等を活用し、電力や熱を複数施設間で効率的に共有すること（電力・熱の面的利用）により、CO2排出量を削減するモデル

②熱融通モデル

熱供給施設から排出される熱（温泉熱を除く）を熱利用施設に熱導管や熱輸送トラック等を利用して融通することにより、CO2排出量を削減する先行モデル

2.2 補助対象事業の要件

(1) 計画策定事業

ア 熱利用設備又は再生可能エネルギー発電設備等の導入に関する基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業であること。なお、計画の策定にあたっては、下記(2)設備等導入事業の要件をすべて満たすものであること。

イ 公募要領<表2>に掲げる要件を満たす設備に係る計画の策定を行う事業であること。

ウ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電に関する計画策定を行わないものであること。

エ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）による電力の供給に関する計画策定を行わないものであること。

オ 本補助事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

カ 本計画の策定後3年以内に設備等導入を完了すること。導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

2.2 補助対象事業の要件

(2)設備等導入事業（熱分野モデル）

ア 熱利用設備等の導入によりCO2削減率が、下表の**すべての要件を満たす**もの。

公募要領 <表1> CO2削減率

区分	要件
施設全体の電力由来CO2※1以外のCO2排出の削減率	90%以上
施設全体のCO2削減率	50%以上
施設全体のCO2削減量に占める熱利用設備活用によるCO2削減率	50%以上

イ 利用形態が自営線や熱導管等を活用し、効率的に共有する**面的利用**（複数施設での利用）に限ること。同一事業者かつ同一敷地※2でも可。

・対象施設は新設、既設のどちらでも可

（ただし、評価方法は異なる。既設は実績値で新設は想定条件）

・なお、再生可能エネルギー発電設備の導入においては、当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む需要場所において、発電電力量の30%以上を自家消費するか、又は発電電力量の30%以上について電気事業法に基づく特定供給を行うこと。

※1 「電力由来CO2」とは使用する電力からのCO2排出量をいい、「電力由来CO2以外のCO2排出」とは、施設全体で排出するCO2のうち「電力由来CO2」を除くCO2（主にエネルギー起源の燃料（化石燃料）を熱に変換して使用する機器・設備より発生するCO2）のことをいう。

※2 同一事業者かつ同一敷地とは、熱を融通する熱供給設備及び熱利用設備を所有する者が同一であって、同一の敷地内にある場合をいう。

2.2 補助対象事業の要件

(2) 設備等導入事業（熱分野モデル） つづき

ウ 公募要領＜表2＞に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。

ただし、再生可能エネルギー熱利用設備の導入を必須とする。

エ 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び施設所有者、エネルギー需要家、関連行政機関等が確定していること。

オ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。

カ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。

キ 本補助事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

ク 補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、別に定める情報について、公表することに同意していること。また、事業終了後に環境省が別途調査等を行う場合があるが、当該調査等に協力を行うことに同意していること。

2.2 補助対象事業の要件

(2) 設備等導入事業（熱融通モデル）

CO2削減率の要件は無し

ア 熱供給施設・熱利用施設とも1施設以上とすること。

- ・ 対象施設は新設、既設のどちらでも可
（ただし、評価方法は異なる。既設は実績値で、新設は想定条件）
- ・ 同一事業者かつ同一敷地※での熱融通は不可
（ただし、オフラインによる熱融通モデルは同一敷地での熱融通は可）

イ 熱供給施設に熱利用設備を導入する場合は、＜表2＞に掲げる要件を満たすこと。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備の導入においては、当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む需要場所において、発電電力量の30%以上を自家消費するか、又は発電電力量の30%以上について電気事業法に基づく特定供給を行うこと。

※ 同一事業者かつ同一敷地とは、熱を融通する熱供給設備及び熱利用設備を所有する者が同一であって、同一の敷地内にある場合をいう。

2.2 補助対象事業の要件

(2) 設備等導入事業（熱融通モデル） つづき

ウ 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び施設所有者、エネルギー需要家、関連行政機関等が確定していること。

エ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。

オ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。

カ 本補助事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

キ 補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、別に定める情報について、公表することに同意していること。また、事業終了後に環境省が別途調査等を行う場合があるが、当該調査等に協力を行うことに同意していること。

2.3 補助対象設備

(1) 計画策定事業

以下、(2) 設備等導入事業で補助対象となる設備

(2) 設備等導入事業

【再生可能エネルギー熱利用設備】

ア 太陽熱利用設備

イ バイオマス熱利用設備

ウ 温度差エネルギー利用設備、未利用熱利用設備

【工場廃熱等利用設備】

エ 熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等

オ 廃熱利用発電設備等

【再生可能エネルギー発電設備】

カ 太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む）、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備、地熱発電設備等

【熱融通設備】

キ 熱導管

ク 熱輸送トラック等

ケ 熱輸送トラック等に熱を運び入れる設備及び熱輸送トラック等から熱を運び出す設備

コ 熱融通にあたって、熱供給施設で一部熱を利用する場合の当該熱利用設備

2.3 補助対象設備

(2) 設備等導入事業（続き）

【その他設備】

- サ エネルギーマネジメントに資する設備
- シ 導入設備からの自営線・熱導管等（地中化のための設備含む）
- ス 受変電設備（導入する設備に必要な設備に限る）
- セ 定置用蓄電池
- ソ 充放電設備
- タ 充電設備
- チ 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）
※ 車載型蓄電池の補助対象金額は、令和6年度補正予算「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」における補助対象車両・設備の補助金交付額を上限とする。
- ツ 蓄熱槽
- テ EMS（エネルギーマネジメントシステム）
- ト ヒートポンプ技術を利用した設備（給湯器・空調等）
（熱源を一次利用する設備のみ）

2.4 補助対象外設備

補助対象外設備

- ① 建物
- ② 車両運搬具（トラック、タンクローリー等）
- ③ 事務用パソコン等、照明設備、家電に類するもの
- ④ 防犯設備、昇降機設備、消火設備等
- ⑤ CO2削減に寄与しない設備・機器やその周辺機器（フェンス、見える化機器等）
- ⑥ 系統からの受変電設備
- ⑦ 設置後直ちに使用される予定がない設備
- ⑧ 予備設備
- ⑨ その他協会が補助対象外設備と認める設備

2.5 補助金の交付額

- (1) 計画策定事業 補助率 4分の3 (上限は1,000万円)
- (2) 設備等導入事業
 - ① 熱分野モデル 補助率 3分の2 (上限は、各年度3億円)
 - ② 熱融通モデル 補助率 3分の2 (上限は、各年度1億円)

2.6 補助事業期間

- (1) 計画策定事業 単年度
(原則として、本計画策定後3年以内に設備導入を完了すること)
- (2) 設備等導入事業 3か年以内

※各年度の実施期間は、交付決定を受けた日から当該年度の1月31日まで

2.7 補助金に応募できる者

本補助事業に応募できる者は次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とします。

（応募する者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします）

また、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者とします。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法人
- カ 医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

3.補助対象事業の選定

(1) 計画策定事業 (2) 設備等導入事業

- ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。
- イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

3.補助対象事業の選定の続き

(1) 計画策定事業 (2) 設備等導入事業

- ウ 事業による直接的なCO2削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。
- エ 補助事業の公益性・モデル性・実証的性格に優れ、導入技術の今後の展開や活用が期待できるとともに、業種・地域に問わず大きな波及効果が見込まれるか。
- オ 以下のいずれかに該当しているか。
- ・地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画にて定めた市町村の促進区域内で実施する事業である。
※該当する箇所に黄色マーカー等で示した地方公共団体実行計画の抜粋を添付資料として加えてください。
 - ・温泉法に基づき環境大臣が定める国民保養温泉地内に設備を導入する。
 - ・RE100／再エネ100宣言RE Actionへ参加、SBTの認定を取得、又はTCFDへの賛同表明をしていることが確認できる。もしくは、TCFD提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
 - ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。
 - ・温室効果ガス排出削減に関する目標設定をしている。
 - ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

＜補助対象経費の範囲＞ 公募要領の別表第1の第3欄を参照

本補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・「消耗品費」など消耗品に関する経費
- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設にかかる経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・建築確認申請費用、系統連系申請費用、消防署への申請費用
- ・工事会社等への振込手数料
- ・逆潮流に必要な経費（売電メーター設置費用、一般送配電事業者への負担金など）
- ・系統からの受変電に係る経費
- ・その他事業の実施に直接関連のない経費

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

＜補助事業における利益等排除＞

○本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達や自社施工等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

○このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（２）複数の団体による共同事業について

- 補助事業を２者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で応募するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。
- この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。
- また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（２）複数の団体による共同事業について

- 代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。
 - ア 代表事業者及び共同事業者が、「2.7補助金に応募できる者」に該当すること。
 - イ 代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。
- シェアード・セイビングス方式のESCO契約又はPPA契約（電力販売契約）などにより設備導入を行う場合は、ESCO事業者あるいはPPA事業者を代表事業者とし、ESCOサービス、電力供給サービスを受ける事業者（需要家）を共同事業者とします。
- ファイナンスリース契約等より設備導入を行う場合は、リース事業者等を代表事業者とし、リース方式等により借受ける事業者を共同事業者とします。
- この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。
 - ア リース料等から補助金相当分が減額されていること。
 - イ 補助事業により導入した設備等について、耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（3）複数年度事業について

① 複数年度事業の留意事項

- ・ 補助事業期間は、原則として単年度とします。
ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳の提出を条件に3か年とすることができます。
- ・ なお、翌年度以降の補助事業は、翌年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。
- ・ 複数年度事業の場合、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要があります。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（３）複数年度事業について

②翌年度における補助事業の開始

- ・ 複数年度計画で採択を受け、初年度の事業を実施した補助事業者が、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程で定める申請書を協会に提出して承認を得てください。
- ・ なお、申請をいただいたからといって必ずしも承認を得られるものではありません。
また、予算の範囲内での補助金交付となるため、翌年度以降の補助金額に変更があり得ますので、予めご了承ください。

③複数年度事業の廃止等に対する措置

- ・ 複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、前年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の返還を命ずる場合があります。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（４）事業の公表について

応募にあたって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、＜公表を予定している情報＞に定める情報について、公表することに同意していることが必要です。

○環境省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出すること。

○情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。

但し、補助事業の採択を受けた事業者（発電事業者及び需要家）の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。

※公表を予定している情報については、公募要領参照のこと

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（５）災害時の対応について

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。

また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。

○ヒートポンプ、貯湯槽などの補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(1) 交付申請

- 公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は別途定める交付規程に従います）。
その際、補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ補助事業期間内に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

- 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
 - ①申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
 - ②補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(3) 補助事業の開始及び完了

- 補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。
- 事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を
得て適切に行ってください。
- 補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、
ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。

①**契約・発注日は協会の交付決定日以降**であること。

※ 補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日又は発注日が交付決定日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

②補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。

③当該年度に行われた委託・請負等に対して、その年度の**1月31日**までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(3) 補助事業の開始及び完了（続き）

- 補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることをいいます。

(4) 補助事業の計画変更等

- 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので協会に必ず事前にご相談ください。

(5) 完了実績報告及び補助金額の確定

- 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、**補助事業完了後30日以内又はその年度の2月10日のいずれか早い日**までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。
- 協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(6) 補助金の支払い

- 補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション情報機構（機構）又は協会に精算払請求書を提出していただきます。その後、機構又は協会から補助金を支払います。

(7) 補助金の経理等について

- 補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、又は交付規程第8条第1項第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(1) 取得財産の維持管理等

○補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

- ①補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)を勘案して、環境大臣が定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）をすることをいう）してはならない。
- ③補助事業者は、②の期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(2) 余剰電力を売電する場合

- 施設の休業日など需要家の電力需要が大きく減少して余剰電力が発生する場合、FIT制度及びFIP（Feed in Premium）制度に該当しなければ売電することができます。
- その場合、売電により得られた収入金額は、本補助事業で導入した設備等の維持管理や更新に充てるとともに、毎月ごとの売電量及び売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

(3) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

- 補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(4) 事業報告書の提出及び調査等への協力

- 補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を環境大臣に提出してください。
- 補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。
- 補助事業者は、環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(4) 事業報告書の提出及び調査等への協力（続き）

《例 令和7年度に事業を完了した場合》

回目	報告内容	報告期限
1回目	①事業完了日～令和8年3月31日 ②令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年4月30日
2回目	令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年4月30日
3回目	令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年4月30日

4.4その他留意事項

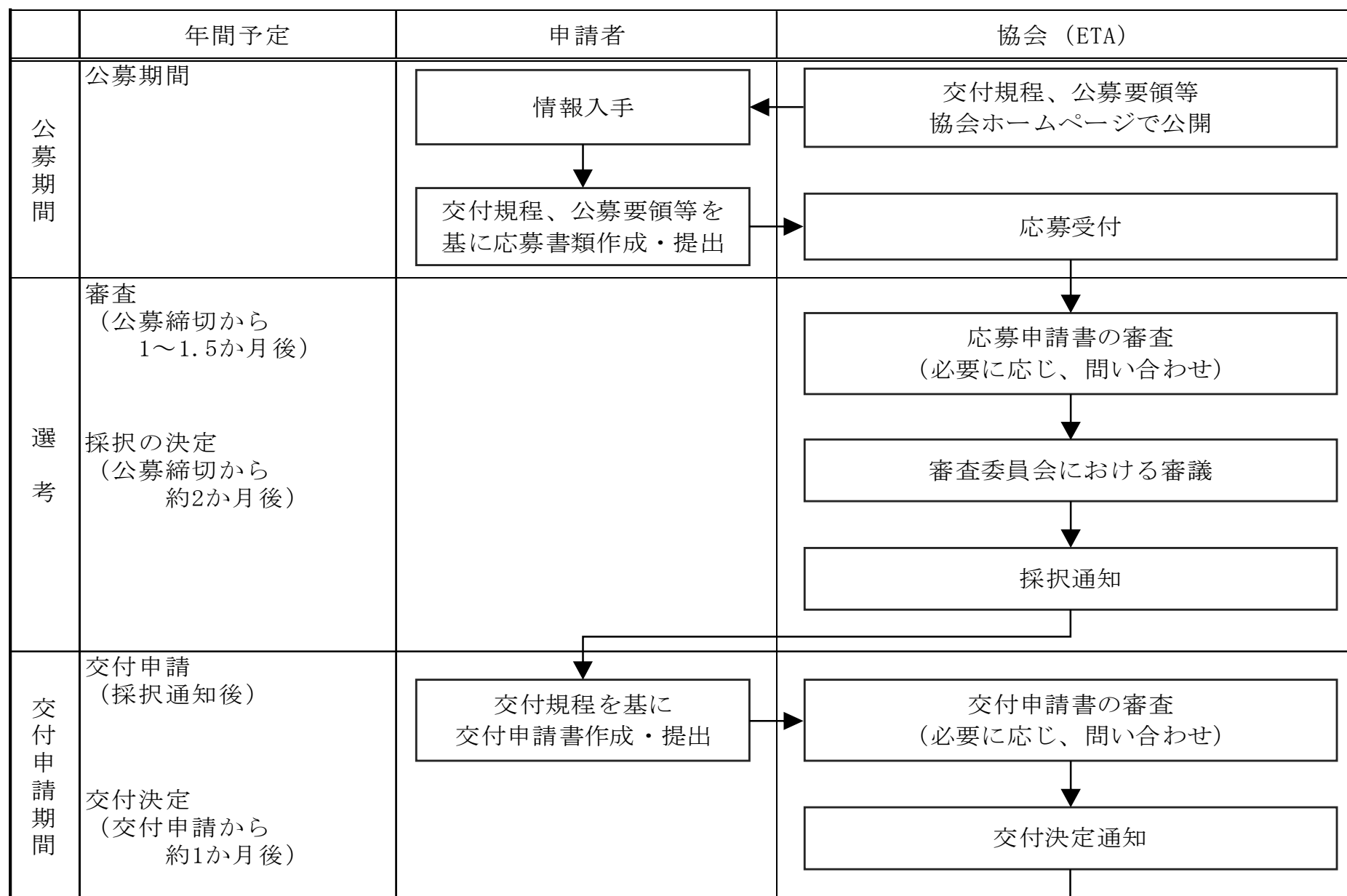
(1) 小規模事業用電気工作物に係る届出

電気事業法の改正（令和4年6月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりましたので、必要な手続き等を行ってください。

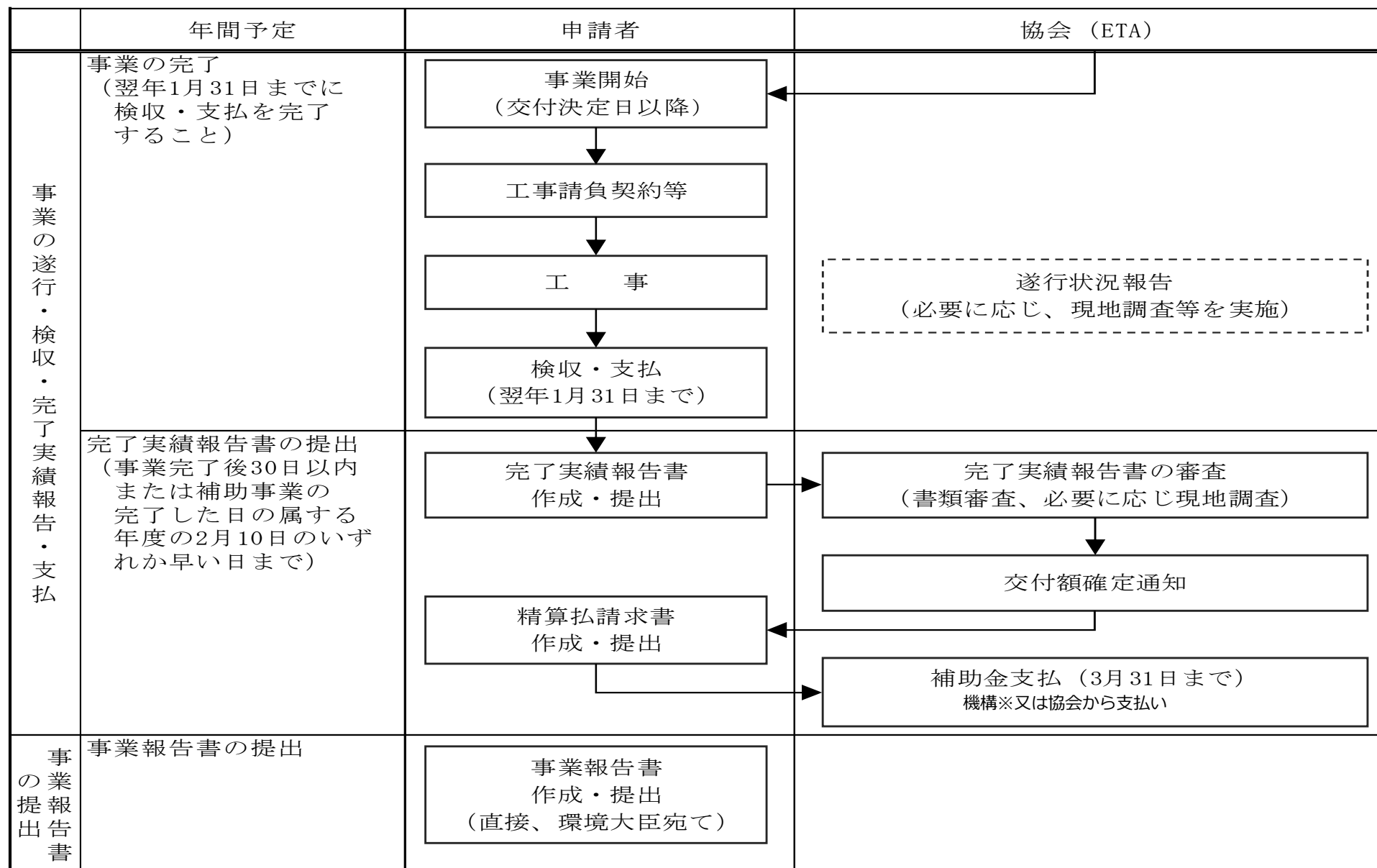
(2) 再生可能エネルギー発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守について

再生可能エネルギー発電設備の設置や電力供給等にあたっては、関係法令・基準等を遵守することともに、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス発電）」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置をとるよう努めてください。

4.5 事業実施のスケジュール



4.4 事業実施のスケジュール



※機構：一般財団法人環境イノベーション情報機構(EIC)

【提出期間】

一次公募 令和7年4月24日（木）～5月29日（木）正午必着
二次公募 令和7年6月12日（木）～7月10日（木）正午必着

※二次公募は、一次公募の応募状況によっては実施しない場合があります。

【提出先】

電磁的方法による提出の場合

メールアドレス：netsu_shin@eta.or.jp

件名： 「【熱モデル（計画策定事業） 応募事業者名】 応募申請」、又は
「【熱モデル（設備等導入事業） 応募事業者名】 応募申請」

書面による提出の場合

〒534-0024

大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「熱モデル（計画策定事業）応募書類 在中」又は、

「熱モデル（設備等導入事業）応募書類 在中」

【応募書類概要】

A.申請書	
	提出チェックリスト
A-1	様式1 応募申請書
B.実施計画書	
B-1	別紙1 実施計画書
B-2	事業実施場所の地図 ●設備を設置する場所の広域、詳細地図と現在の利用状況が判る図面・写真等の資料を添付すること
B-3	当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害） ●対象施設の位置が分かるように印をつけ、マップの凡例も示すこと ●事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認すること
B-4	事業の実施体制表
B-5	事業の実施スケジュール
B-6	●導入予定設備の一覧表（複数年度事業の場合、1年目、2年目、3年目が分かるように記載すること） ●簡単なシステム図（A4用紙1枚） ・システムの導入前後の状況が容易にわかる図をまとめてください。（新規の場合は比較対象の想定条件の図）その際、水温（温度）と流量を記載して、熱（電気）利用の状況が具体的に分かるようにしてください。 ・補助対象設備と補助対象外設備が分かるようにしてください。 ●配置図 ・補助対象設備と補助対象外設備が分かるようにしてください。 ●配線・配管図 ・補助対象設備と補助対象外設備が分かるようにしてください。 ●導入予定設備の仕様書、カタログ など

B.実施計画書	
B-7	＜表2＞に掲げる要件を満たすことを証する根拠資料
B-8	施設での発電・発熱量とCO2排出量・削減量算出表 ●熱交換器やヒートポンプの消費電力量はもとより、ポンプや蓄熱システムの消費電力量も計算して記載
B-9	CO2削減効果の算定根拠、B-8に記載した数値の計算根拠資料 ●温泉供給設備更新時の省エネ設備等については、温泉設備高効率化改修に係るCO2削減効果算出ツールの結果を添付することも可能 https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_utilizing.html
B-10	B-10 投資回収年に関する根拠資料（ランニングコスト算定根拠を含む）
B-11	その他参考資料 ●RE100／再エネ100宣言RE Actionへ参加等、デコ活に関する資料 など
C.経費関係書類	
C-1	別紙2 経費内訳
C-2	経費内訳表
C-3	見積書 ●金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付すること ●項目・金額が C-2 に正しく転記されていることを確認すること
C-4	補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

、D.事業者関係資料	
D-1	会社の概要 ●代表事業者・共同事業者の概要が分かるパンフレット等を添付すること
D-2	登記事項証明書、代表者事項証明書 ●法人登記全部事項証明書又は代表者事項証明書を添付すること
D-3	●代表事業者の財務内容に関する書類 (連結がある場合は、連結決算も併せて提出すること。応募申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合は、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること)
D-4	その他参考資料 ●借地契約書、設備設置承諾書等（応募段階では、借地契約書、設備設置契約書の提出は不要。 交付申請段階では必要） ●防災拠点であればそれを示す書面（防災計画書、協定書等） ●【リース契約等の場合】リース契約関係資料等

C-2経費内訳表

- ・ **見積書の各金額を経費内訳表に計上**すること
- ・ 設備の購入等に要する経費は「設備費」に計上すること

C-3見積明細書

- ・ 設備費・材料費は具体的に記載すること **（「一式」は使用しないでください）**
例) ヒートポンプ本体 ○台 単価△円
配管 ○m分 単価△円
- ・ 労務費は、下記のように計算式を記載するとともに、単価の根拠資料を添付すること
例) 単価△円×○人工
※ 単価の根拠資料
建設物価、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準など
- ・ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費など算出の根拠を明確にすること
※ 算出の根拠 公共建築工事共通費積算基準、建築施工単価など
- ・ 「消耗品費」など消耗品に関する経費は補助対象外とすること
- ・ **補助対象・補助対象外経費がわかるように備考欄等に明示するとともに経費内訳表に記載すること**
- ・ 「間接工事費」「設計費」「監理費」は、「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分計算すること

施設での発電・発熱量とCO2排出量・削減量算出集計表（その1）

B-8 施設での発電・発熱量とCO2排出量・削減量算出集計表

事業名		(熱分野モデル)				CO2排出係数		発熱量換算係数		エネルギー変換	
						電力：0.438kg-CO2/kWh A重油：2.75 kg-CO2/L 灯油：2.5 kg-CO2/L		昼間電力9.97 MJ/kWh A重油：38.9 MJ/L 灯油：36.7 MJ/L		1kW = 3.6MJ	
電力	施設名	年間使用量 (kWh/年)	発熱量 (kWh)	CO2排出量 (t)	年間使用量 (kWh/年)	発熱量 (kWh)	削減量・増加量 (kWh/年)	年間CO2削減量 (t-CO2)	法定耐用年数で のCO2削減量 t		
既存設備	施設名称①	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00		
	施設名称②	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00		
	施設名称③	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00		
	施設名称④	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00		
	施設名称⑤	0	0	0	0	0	0.00	0.00			
	各施設合計	0						0.00			
	既存電力串刺し合計	0						0.00			
新規設備	施設名称①								0.00		
	施設名称②								0.00		
	施設名称③								0.00		
	施設名称④								0.00		
	施設名称⑤								0.00		
	各施設合計							0.00			
	新規電力串刺し合計							0.00			
検算合計		0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00		
電力総合計（串）		0	0	0.00	0	0	0	0.00	0.00		
				余剰							
熱	施設名	年間使用量 (MJ)	CO2排出量 (t)	年間 燃料使用量	単位	発熱量 (MJ)	燃料削減量・ 増加量	単位	年間CO2削減量 (t-CO2)	法定耐用年数で のCO2削減量 t	
既存設備	施設名称①	0	0.00			0			0.00	0.00	
	施設名称②	0	0.00			0			0.00	0.00	
	施設名称③	0	0.00			0			0.00	0.00	
	施設名称④	0	0.00			0			0.00	0.00	
	施設名称⑤	0	0.00			0			0.00	0.00	
	各施設合計	0	0.00			0			0.00	0.00	
	既設熱串刺し計 (C)	0	0.00			0			0.00	0.00	

この表は施設毎の算出値を自動計算し集計された表です。
発熱量及びCO2排出量、削減量、削減率等の算出に使用します。
(入力可能な領域は左上と右上「事業名」、「排出係数」欄で左上
に事業名を記入し、右上には使用する燃料毎の排出係数・発熱量を
記入してください)

施設での発電・発熱量とCO2排出量・削減量算出集計表（その2）

新規設備	施設名称①							0			0.00	0.00
	施設名称②										0.00	0.00
	施設名称③										0.00	0.00
	施設名称④										0.00	0.00
	施設名称⑤										0.00	0.00
	各施設合計										0.00	0.00
	新設熱串刺し計（D）										0.00	0.00
	熱検算合計							0.00	0		0.00	0.00
	熱総合計（全施設串刺）							0.00	0		0.00	0.00

この表は施設毎の算出値を自動計算し集計された表です。
 発熱量及びCO2排出量、削減量、削減率等の算出に使用します。
 熱分野モデルでは、下の赤枠A,B,C,Dを、熱融通モデルでは、A,CをB-1実施計画書〈6.現時点で想定される事業の効果〉に転記してください。

電力・熱総合計

この数値は検算に使用する

導入前の発熱量

電力由来以外のCO2排出量

導入設備の発熱量

施設全体
CO2削減量耐用年数
削減量

0 (B) 0.00

0

(C) 0.00 0.00

導入前の事業所全体での使用量・排出量

項目	燃料種	年間使用量	年間発熱量
電力	エネルギー起源	0 kWh	
	非エネルギー起源	0 kWh	
	合計	0 kWh	
燃料		0	0.00
		0	0.00
		0	0.00
		0	0.00

再エネ発電量

自家消費率

余剰(kWh)

電力由来以外の
CO2削減量

熱分野モデルは、青枠内の3項目の要件を全て満たしている必要があります。
 熱融通モデルでは、削減率の要件が無いので、この青枠はありません。

(D) 0.00

全体のCO2削減量に占める熱利用設備のCO2削減率

D/C

50%以上

入力可能な領域は「導入前の事業所全体での使用量・排出量」の燃料欄、単位で使用する燃料名称、単位を記入してください。
 施設①に全燃料種、単位を記載している場合、自動転記します。

総発熱量

総排出量

0 (A) 0.00

燃料をB-9に添付のこと

欄に入力する数値

電力由来以外の削減率

D/E

90%以上

施設全体のCO2削減率

C/A

50%以上